

議 事 録 （要 旨）

令和２年６月２９日（月）午後２時から福井市企業局庁舎５階 大ホールにおいて６月定例会が開催された。

○議事

１ 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第１４号議案	農地法第３条第１項の許可の申請について	４番の案件は却下、その他の案件は原案どおり可決
第１５号議案	農地法第５条第１項の許可の申請について	原案どおり可決
第１６号議案	現況証明について	〃
第１７号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃

２ 報告事項

報告番号	報 告 名
第２１号報告	農地法第３条第１項の規定による許可の取消しの確認について
第２２号報告	農地法第３条の３第１項の規定による届出の確認について
第２３号報告	農地法施行規則第２９条第１号の規定による転用の届出の確認について
第２４号報告	農地法施行規則第５３条第１１号の規定による転用の事業計画の確認について
第２５号報告	農地法施行規則第５３条第１４号の規定による転用の事業計画の確認について
第２６号報告	農地法第４条第１項第８号の規定による届出の確認について
第２７号報告	農地法第５条第１項第７号の規定による届出の確認について
第２８号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第２９号報告	農地等の贈与税の納税猶予に係る３年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について

３ その他

○出席委員 24名

1番	小	寺	義	則	
2番	田	谷	美	千代	
3番	伊	藤	義	明	
4番	小	寺	辰	夫	(参与)
5番	鈴	木		肇	
6番	武	澤	義	明	(会長職務代理者)
7番	吉	川		孚	
8番	加	藤	新	市	(参与)
9番	阿	部	勝	征	
10番	細	江	昭	夫	(会長)
11番	北	川		健	
12番	池	田	敏	雄	
13番	市	村	武	男	
14番	浅	川	健	次	
15番	北			定	(参与)
16番	長	谷	川	忠	
17番	田	端	秀	雄	
18番	笠	原	英	夫	
19番	池	森	幹	夫	
20番	堀	内	敏	正	
21番	廣	部		厚	
22番	山	本	清	幸	
23番	吉	田	光	範	
24番	田	村	洋	子	

○欠席委員 0名

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局 長	村 本 貴 史
局 次 長	南 京 良 幸
課長補佐	東 野 尚 樹
主 幹	松 本 光 司
副 主 幹	岸 美 帆
主 査	中 出 剛 史
主 事	前 田 大 貴
主 事	藤 田 昌 稔

開 会 午後2時00分

(細江会長挨拶)

議 長
(10番
細江会長)

それでは、ただ今から6月の定例会を開催いたします。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任についてお諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第18条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号23番吉田委員、2番田谷委員、ご両名よろしく申し上げます。
それでは、議事に入ります。
第14号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第14号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

21番
廣部委員

4番の件ですが、申請に必要な書類が付いていないので許可しないということですが、許可できない理由を整理した上で、申請人に対して書面で通知するのかということを確認したい。

議 長

事務局は、もう一度詳しく説明してください。

事務局

農地法の許可の申請書には、土地の登記事項証明書の添付が必要だということが農地法施行規則に義務付けられていますが、申請人はそれを付けてこないで、書類不備で却下ということになります。

議 長

申請人に催促はしたのか。

事務局

何度も催促はしましたし、事務局職員が申請人の自宅まで行って説明しま

した。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第14号議案のうち、4番の案件を却下、そのほかの案件については原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第15号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第15号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました北委員から報告をお願いします。

15番
北委員

第15号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は、6月18日(木)、調査委員は私と武澤会長職務代理者、地区担当委員と事務局2名の計14名で行いました。調査内容については、事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。

以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第15号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第15号議案のうち、1番から4番の案件については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされることを条件に、許可することとします。

続きまして、第16号議案「現況証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第16号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました北委員から報告をお願いします。

15番
北委員

第16号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

6月18日に、私と武澤会長職務代理者、地区担当委員、事務局3名の合計14名で実施しました。調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、全ての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、現況証明書の交付について問題ないと思われます。

以上でございます。

議 長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、8番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号4番 小寺 辰夫委員には 審議終了まで退席をお願いします。

(小寺辰夫委員 退席)

議 長

それでは、第16号議案中、8番の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第16号議案中、8番の案件に対し、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

小寺 辰夫委員に入場をお願いします。

(小寺辰夫委員 入場)

議 長

小寺 辰夫委員に報告します。第 1 6 号議案中、8 番の案件につきましては、原案どおり承認し、交付決定いたしました。

次に、第 1 6 号議案中、8 番を除いた案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

1 4 番
浅川委員

5 番の案件ですが、資料 1 0 ページの 1 9 番の土地のところに、平成 1 5 年建築の倉庫と書いてあります。敷地の埋め立ては 2 0 年以上経っているので許可条件には合うと思いますが、記載すると紛らわしいと思うがどうか。

事務局

住宅は平成 5 年建築で、倉庫は平成 1 5 年建築なので、倉庫は現況証明の基準には関係がなく、書く必要がなかったと思います。次回からは 2 0 年経っていない建物については、表記を控えようと思います。

1 4 番
浅川委員

埋め立てた年が分かれば、それを記載してもらう方がよい。

事務局

埋め立てた年を客観的に証明するのは難しいので、建物の建築年数を確認して判断しています。

1 4 番
浅川委員

でしたら、基準に関係ない建物は、記載しない方がいいと思います。こういう資料も公開の対象となり、指摘してくる方もいるかもしれないので。

議 長

他にありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第 1 6 号議案中、8 番を除いた案件に対し、原案どおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

したがって、第 1 6 号議案は原案どおり承認し、交付決定いたしました。

続きまして、第１７号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第１７号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を 武澤 会長職務代理者から報告をお願いします。

６ 番

武澤会長
職務代理者

第１７号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

６月１８日に北委員、地区担当委員４名、事務局３名の合計９名で実施しました。調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおりです。また、現況及び周辺農地への影響から判断し、照会に対しては、回答案のとおり回答することが適当と思われます。

以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第１７号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第２１号報告ないし第２９号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第２１号報告ないし第２９号報告 説明)

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

(今後の日程説明)

議 長

本日の審議内容の総括を武澤会長職務代理者よりお願いします。

6 番
武澤会長
職務代理者

本日の定例会は第 1 4 号議案から第 1 7 号議案のうち第 1 4 号議案の 4 番の案件を却下とし、その他の案件は全て原案どおり承認または決定をいただきました。また、第 2 1 号報告から第 2 9 号報告まで全て確認をさせていただきました。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これをもちまして、6 月の定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時 5 0 分